

山梨県公報

第四百五十六号

令和六年

三月十八日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更……………九七

○廃川敷地等……………九七

○有害図書類の指定……………九七

公告

○換地計画の決定……………九八

○土地改良区役員の退任及び就任……………九八

企業局

○山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………九九

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一〇〇

○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一〇〇

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一〇〇

告示

山梨県告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和六年四月八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 の別 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市白井町字元河原一九四四番六地先から 甲府市白井町字元河原一九四三番一地先まで	旧 一三・七 三八四・七 新 一三・七 一八・九	一四・四 一四・四

四 区域変更の期日 令和六年四月一日

山梨県告示第七十号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 河川の名 相模川水系 河口湖
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和六年三月十八日
- 三 廃川敷地等の位置 南都留郡富士河口湖町小立字宝司ヶ塚一〇七四番地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 土地 二百三十・一〇平方メートル

山梨県告示第七十一号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和六年三月十八日から施行する。

令和六年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
週刊アサヒ芸能 通巻三九〇五号	(株)徳間書店

実話ナックルズGOLD Vol.34	(株) 大洋図書
実話ナックルズ 10月号	(株) 大洋図書
週刊アサヒ芸能 通巻三九一四号	(株) 徳間書店
実話ナックルズ SPECIAL2023冬	(株) 大洋図書
エネルギー急速チャージ!!20代からの男のゴラク12月号	(株) 一水社

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営農地環境整備事業（南アルプス西部地区中野二工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和六年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和六年三月十九日から同年四月十六日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年五月一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年九月十八日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、富士見土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和六年三月十八日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	河阪昌則	笛吹市石和町河内四百七十二番地	令和五年三月三十一日
理事	原敏雄	笛吹市石和町小石和九十二番地二	同
同	半田秋男	笛吹市石和町唐柏五百五十五番地一	同
同	鈴木重男	笛吹市石和町東高橋二十六番地三	同
同	風間正昭	笛吹市石和町今井四十九番地	同
同	高野哲郎	笛吹市石和町小石和三百二十七番地一	同
同	横山泉	笛吹市石和町井戸三十七番地	同
同	竹内信	笛吹市石和町砂原百二十三番地	同
同	山下清	笛吹市石和町東油川三百八十五番地	同
監事	半田進	笛吹市石和町唐柏八十一番地	同
同	水谷修	笛吹市石和町小石和千七百三十番地一	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	河阪昌則	笛吹市石和町河内四百七十二番地	令和五年四月一日
理事	小野和明	笛吹市石和町砂原百四十二番地二	同
同	青柳一喜	笛吹市石和町唐柏百七十九番地	同
同	増田敦	笛吹市石和町東高橋二百九十五番地一	同
同	風間俊一	笛吹市石和町今井七十番地	同
同	高野哲郎	笛吹市石和町小石和三百二十七番地一	同
同	高野正治	笛吹市石和町小石和八十六番地	同
同	横山泉	笛吹市石和町井戸三十七番地	同
同	萩原豊穂	笛吹市石和町東油川五十四番地	同
監事	森山定美	笛吹市石和町唐柏百十八番地	同
同	森本隆	笛吹市石和町小石和千六百六十四番地一	同

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月十八日

山梨県公営企業管理者 村 松 稔

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第四号の表中

災害の発生した箇所又は災害の発生するおそれの著しい箇所で行う作業

を

1 災害の発生した箇所又は災害の発生するおそれの著しい箇所で行う作業

に改め、同

表に次のように加える。

2 前項に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業

七三〇円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて管理者が認める額（当該作業が夜間に行われた場合は五割増（夜間に行われたとしてもその危険性が増大しないと管理者が認めるものを除く。））

附則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の山梨県企業局職員の給与に関する規程別表第五第四号の規定は、令和六年一月一日から適用する。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年三月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博
一三、五五一

山梨県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年三月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博
一七九、五八四

山梨県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年三月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一三、六五〇
中巨摩郡	五、五二七
南都留郡	一二、八九六
甲府市	五一、一〇九
富士吉田市	一三、二四五
都留市・西桂町	九、三五〇
山梨市	九、四六〇
大月市	六、四九三
韮崎市	七、九七九
南アルプス市	一九、七六七
北杜市	一三、二〇三
甲斐市	二〇、九三五
笛吹市	一八、八三七
上野原市・北都留郡	六、七〇七
甲州市	一八、五六二
中央市	八、一一八